

労働・助成金情報 特急便

第 10 号 (2012 年 1 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

前回に引き続き、出産・育児の際に加入している社会保険から保障される手当等の中から、今回は、育児休業を取得する際の手当や免除についてご紹介します。平成 22 年 6 月に、父親も育児休業を取得しやすい制度を目指し育児休業法の改正が行われました。それに伴い育児休業給付制度も改正されておりますので、ぜひご参考にされて下さい。

パパママ育休プラス制度

育児休業を取得できる期間は原則として「子が 1 歳に達するまで」なのですが、父母がともに育児休業を取得する場合、「子が 1 歳 2 ヶ月に達するまで」育児休業を延長できるようになりました。それが、「パパ・ママ育休プラス」制度です。

さらに、育児休業は「連続した」1 回の取得が原則ですが、父親が産後 8 週間以内に育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、2 回目の育児休業を取得することができるようになりました。(再度の休業期間もあわせて 1 年を超えない範囲で)。

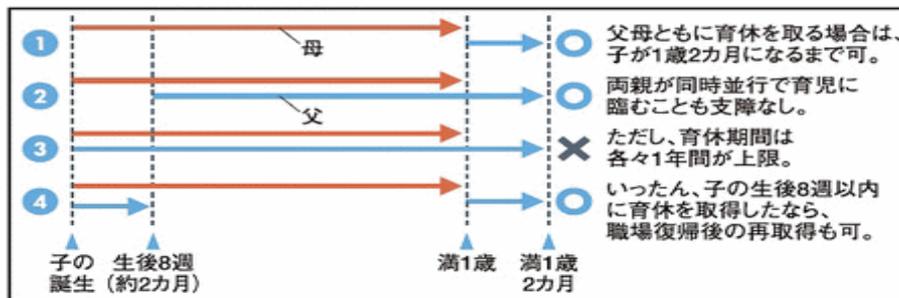
※それぞれが育児休業を取得できる期間は、これまでどおり 1 年間になります。

子が 1 歳 2 ヶ月までの間に、

父の場合、育児休業期間の上限は 1 年間、

母の場合、産後休業期間と育児休業期間を合わせて 1 年間となります。

パパママ育休プラス制度での取得例いろいろ



育児休業給付制度

育児休業給付制度とは、1 歳未満の子どもを養育するために育児休業を取得した人を対象として、給付金を支給する雇用保険の制度です。

対象者

1 歳 (※) 未満の子どもの育児のために育児休業を取得する雇用保険の一般被保険者(男女不問・短時間労働被保険者を含む)

※パパ・ママ育休プラス制度を利用する場合は子どもが 1 歳 2 ヶ月、支給対象期間の延長を行った場合は 1 歳 6 ヶ月。

主な支給要件

- ① 育児休業期間中の賃金が休業開始前の賃金の 8 割以上支払われていないこと
- ② 各支給対象期間(1 ヶ月)ごとに育児休業による休業日数が 20 日以上あること

※休業終了日が含まれる支給対象期間(1ヶ月)は休業日数が1日以上あること

- ③ 育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上あること

※過去に基本手当の受給資格決定を受けたことがある方については、その後のものに限りません。

▶ 支給対象期間

子どもが1歳に達するまでの育児休業期間中(1ヶ月単位)、育児休業終了日の属する月はその育児休業終了日まで。

※母親の場合、産後8週間は産休が優先されるため、育児休業期間には含まれません

※父親の場合、母親の出産日当日より支給対象となります

▶ 支給額

原則として1ヶ月当たり

支給額=休業開始時賃金日額×支給日数の40% (当分の間は50%) 相当額

育児休業給付の各支給対象期間中に支払われた賃金の額が

- ・休業開始時賃金日額×支給日数の30%を超える場合は、支給額を減額
- ・休業開始時賃金日額×支給日数の80%以上の場合は、給付金は不支給

▶ パパママ育休プラス制度を利用する場合の育児休業給付金の支給について

パパママ育休プラス制度の利用により、以下①～③のいずれの要件も満たす場合には子が1歳2か月に達する日の前日までの間に、最大1年(※)まで**父母それぞれに育児休業給付金が支給**されます。

※出産日(産前休業の末日)と産後休業期間と育児休業給付金を受給できる期間を合わせて1年です。

男性の場合は、育児休業給付金を受給できる期間が1年となります。

- ① 育児休業開始日が、1歳に達する日の翌日以前の場合
- ② 育児休業開始日が、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある当該者を含みます。以下同じ。)が取得している育児休業期間の初日以後の場合
- ③ 配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること

※②、③の配偶者には、配偶者が、国家公務員、地方公務員等の公務員であり、当該配偶者が育児休業を取得した場合も含みます。

▶ 支給対象期間の延長について

保育所(いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません)における保育の実施が行われないなどの「特別な事情」がある場合は、1歳6ヶ月に達する前まで育児休業期間の延長が可能です。その場合、育児休業給付金支給対象期間も延長となります。

社会保険料の免除

育児休業中は、社会保険料(健康保険と厚生年金保険)が免除されます。また、免除期間中も保険料を支払ったとみなされます。

なお、保険料が免除となる期間には産前・産後休業期間は含まれませんのでご注意ください。

参考文献:「政府広報オンライン」、「ハローワークインターネットサービス」

厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所「育児休業給付の内容及び支給申請てつづきについて」

<http://www.workmama.net/post-24.html>